

連載シリーズ5「世界の潮流：核兵器のない世界」

黒澤 満

新しい核ガイダンスの作成

オバマ政権は現在、新しい核ガイダンスの作成に取りかかっている。ソウルでの核セキュリティ・サミットに出席したオバマ大統領は、2012年3月26日に演説を行い、3年前のプラハ演説の内容を再確認し、核兵器を使用した唯一の国として、米国は核兵器のない世界に向けて行動する責任があると再び述べた。

またオバマは核兵器の数と役割を低減するために、国家安全保障戦略における米国の核態勢を変更したとして、新たな核兵器を開発しないこと、核兵器のための新たな任務を追求しないこと、核兵器の使用または使用の威嚇を行う事態の範囲を狭くしたことを強調した。

この新たな核ガイダンスについては、冷戦期から引き継いだ大量の核兵器は、核テロを含む現在の脅威にまったく適合していないことを認め、昨年夏以来、米国の核兵器の包括的な研究を行うことを安全保障チームに命令したが、研究はまだ進行中であると述べている。

この作業は、2010年4月にオバマ政権が作成した「核態勢見直し(nuclear posture review)」を具体化するもので、どのようにしてオバマ大統領の主張する核兵器の数および役割を低減させるかを定めるものである。

2010年4月に署名され、2011年2月に発効し、現在実施されつつある「新START条約」は、2018年までに、それぞれの核弾頭を1550に、運搬手段を700に削減することを規定している。しかしこれは米国の核運用計画としては、ブッシュ政権時に作成された2008年のものに依存しており、オバマ政権の核態勢に基づくものではない。

昨年12月14日にAP通信は、オバマ政権は、配備された核兵器の数を80%も削減するものを含む大幅な新たな削減のオプションを検討しており、それは歴史的なものであり政治的にも大胆なものであると報道した。すなわち、行政府は、新START条約で1550へ削減するとされている核弾頭を、1000-1100、700-800、300-400にまで削減するという三つのオプションを検討しているというものである。

米国政府は、今年1月5日に新たな国防指針を提出し、二正面戦略を放棄し、東アジアを重視するとしたが、そこでも「われわれの抑止の目的はより少ない核戦力で達成しうる。それは国家安全保障戦略における核兵器の保有数を削減し、核兵器の役割を低減するものになる」と述べている。

ソウル演説では、オバマ大統領は5月にブーチン大統領と会談する際に、戦略核兵器のみならず、戦術核兵器および配備されていない核兵器についてもそれらの削減について議論したいと述べている。このように米国の積極的な姿勢が顕著であり、新たな核ガイダンスの作成が期待されるが、実質的な交渉は秋の大統領選挙の後になると考えられる。

書籍紹介



学術選書『核軍縮と世界平和』黒澤満著 (信山社、2011年4月、305ページ)
現代選書『核軍縮入門』黒澤満著 (信山社、2011年7月、138ページ)
紹介者 吉田文彦 (朝日新聞論説副主幹)

日本を代表する軍縮国際法の研究者である黒澤満・大阪女学院大学教授の最近の著書2冊をとりあげたい。『核軍縮と世界平和』は研究者・専門家、あるいはそれを目指す人たちに適した好著であり、『核軍縮入門』は文字通り、初心者にもわかりやすい構成・内容となっている。異なる読者層に向けた2冊ではあるが、いずれにも、著者の長年の学研生活が凝縮されたような俯瞰力、分析眼が投射されている。

『核軍縮と世界平和』は、第1章において、米国のオバマ政権誕生後の新展開を考察する。「核兵器のない世界」をめざすことを宣言し、「核兵器を使用したことがあるただ一つの核保有国として、米国は行動する道義的な責任を持っている」との認識を示したオバマ大統領のもとでの核軍縮・不拡散政策の新機軸を総合的に考察している。大幅な核軍縮にとって不可欠な作業である核兵器の役割低減を打ち出した「核態勢見直し」については、「核兵器のない世界における平和と安全保障を求める方向を明確に示すもの」と評価し、従来の米国の「核態勢見直し」とは大きく異なることを強調している。

米ロ間の新START(戦略兵器削減)条約は、米国史上初めて、「民主党の大統領、民主党多数の連邦議会上院」のコンビネーションのもとで合意・発効した核軍縮条約である。この新START条約については、「一定数が削減されることに意義がある」とする一方で、「さらに(核兵器の)役割低減の手段として、現在も警報即発射態勢にある両国のミサイルの警戒態勢解除などの問題が論議されるべき」と問題提起している。

『核軍縮入門』は第1章で、「核兵器出現以来の国際社会の歴史的背景を整理」するとともに、「広島・長崎への原爆投下から現在までの核兵器および核軍縮の流れ」が簡潔にまとめられている。その後の各章で、核兵器の役割低減や量の削減、拡散の防止などの個別テーマに関する最先端の情報と解説が記されている。この入門書で関心・問題意識を強め、『核軍縮と世界平和』へと読み進む読者が大からんことを期待してやまない。

編集後記

「昨今、グローバル人材育成の必要論が叫ばれる。だが枕詞に『日本の国益のために』と一言入れた後の育成論であることが意外に多い」と朝日新聞にあった。地球市民としての「グローバル人材」には何が必要なのだろうか。(く・て・た・な)



Osaka Jogakuin (Wilmina) University
Research Institute of International Collaboration and Coexistence
大阪女学院大学 国際共生研究所 http://www.wilmina.ac.jp/ojc/edu/RIICC
540-0004 大阪市中央区玉造2-26-54 e-mail: riicc@wilmina.ac.jp

May 7, 2012

Table with 2 columns: Article Title and Page Number. Includes '巻頭エッセー「近年の多文化共生を考える」' and 'Project 3 講演会'.

近年の多文化共生を考える

馬淵 仁

「国際共生」という言葉と密接な関係を持ち、国内でははるかに広く使われている言葉に「多文化共生」がある。その言葉の意味することと、近年の実態について考えてみたい。

実は、多文化共生という言葉が使われ始めたのは、さほど古い話ではない。日本には、以前から「異文化間教育」や「異文化理解」などのように「異文化」という言葉が浸透していた反面、「多文化」という言葉や概念はあまり広がらなかった。なぜなら、日本では伝統的に、そして今も、1)日本はほとんどが日本人からなる単一文化の国であり、2)「日本(文化)⇔「海外=異文化」という図式でものごとを理解しようとする考え方や姿勢が、社会にも研究者にも、また文部科学省などの行政機関にも深く浸透していたからである。

しかし近年、こうしたものの見方は、ふたつの点から大きな転換を迫られている。その第一は、日本にも日本人ではないさまざまな人が流入するようになってきたことである。1990年代中頃から、ニューカマーと言われる人たちや外国人労働者の急増が世間の関心を集めてきた。今世紀に入ると、いわゆる国際結婚をする人たちが増加し、大都市圏では、今や十数組に一組はいわゆる国際結婚世帯だと言われている。出生率の低い日本人世帯に引き換え、その子どもたちが初等・中等教育に入ってくる数は増えていくだろう。彼/彼女たちの存在は、日本社会を変えるポテンシャルをもっている。

第二には、日本⇔異文化という捉え方(こうした視点を二項対立型視点と言う)が、旧態依然としているだけでなく非常に問題を含んでいることに、気付かれ始めたことである。現代は複数の、或いは入り混じったアイデンティティをもち、その狭間で生きることを求められたり、さらにはそうした多様性を有効に駆使することが求められたりする時代である。例えば、「唯一」の硬いアイデンティティに支えられた自己の確立を目指しては対応不能の時代を、私たちは生きていかねばならない。すなわち、程度の差こそあれ、世界中がすべからず多文化社会になりつつあるということなのだろう。

そうしたことを背景に、日本でも神奈川県や兵庫県で「多民族、多文化共生」が唱えられ始めたのを機に、行政や教

育の場で「多文化共生」が広く云々されるようになってきた。だがここで、「多文化」に「共生」という規範性の強い言葉が付け加えられた日本独特の表現になっていることには注意が必要である。

「共生」という言葉は美しい。しかしその内実については、本研究所の過去の研究でも検討されてきたように、定まった見解がない。そうした中、本来ならばさまざまな文化が接触した際に当然生じうる「摩擦」や「葛藤」を視野に入れず、言い換えればそれらを覆い隠す言説として「多文化共生」が用いられているという批判が、マイノリティに属する人たちから出されている。「行政や産業界は往々にして、多様性を実現するためではなく、多様性を含まざるを得ない社会を管理するために多文化主義や多文化共生を唱えてきた」歴史が、カナダ、豪州、そして合衆国でも報告されていることを、私たちは忘れてはならない。「文化」の「共生」といった言説はマジョリティ側から発せられるのであって、忍耐を強いられてきたマイノリティからは出てこないとも言われているのである。

これらの主張には、傾くべき大切な点が含まれている。しかし筆者は、それでも「多文化共生」を推進する意義は捨てきれないのではないかと考えている。最後にその理由を述べておきたい。

先に挙げた先進諸国では、マイノリティとマジョリティのギャップはいよいよ拡がり、双方の反発は深まるばかりである。なぜだろうか?大きな理由のひとつに、マジョリティ側の人々は、マイノリティの人たちに脅威や恐れを抱いている実態がある。脅威や恐れによって生み出される展開から、status quo(現状)の変革は生まれにくい。マイノリティ側も、批判や攻撃のみではない、新たな戦略を生み出す必要に迫られているのである。

私たちは、ある意味で岐路に立たされた時代を生きている。そこでは、マジョリティとマイノリティの双方が、既存の考えや知見に勇気をもって向き合い、再検討することが求められる。そのような丁寧な検討こそが、迂遠なように見えて、閉塞感のある社会を動かしていく原動力になると考えるのである。

● 研究所プロジェクト活動・最近の研究活動紹介

Project 1 社会的公正に基づく共生の研究

国際共生研究所 2011 年度講演会

『環境問題講演会 ー国際共生の観点からー』

2012 年1月7日(土) 於：本学



報告者
西井正弘

2012 年 1 月 7 日 (土) 午後 1 時 30 分から 5 時まで、大学本館会議室 I で、地球環境問題と国際共生の関係について、井上真先生と高村ゆかり先生の講演 (別掲) と、それぞれに対するコメンテーターによるコメント、フロアとの活発な質疑応答が約 30 名の参加の下で行われました。

「国際共生」という概念をどのように捉えるか、この問題を本学の国際共生研究所は追究していますが、未だ明確な定義は存在していません。平和、人権、環境その他の分野で、「人間相互の共生」、「文明

講師

井上真 東京大学教授
高村ゆかり 名古屋大学教授

司会

西井正弘 大阪女学院大学教授



相互の共生」、「人間と自然の共生」を目指した方策の探求がなされていますが、その中で環境と共生の関係は、いずれにも当てはまる可能性があります。

井上真先生は、協治 (collaborative governance) 戦略から、意思決定権を地元の人に残しながら、他の主体が積極的に関与していくこと、言い換えると「後ろめたさ」を飼いながらフィールドワークを行っていくことが、国際共生につながるのではないかとされています。

ー自然資源の「協治」から「国際共生」を考えるー

「国際共生」は、多様な主体が積極的に関与し、すべての主体の利益を生み出すことを目的とする。したがって、最初に行動を起こす側が相手側のリアリティを理解しておくことが不可欠である。そこで、まずはカリマントンでのフィールドワークで気付いた科学者による評価 (エティック) と地元住民の認識 (エミック) のズレから概念化した持続性に関する「ローカル・ルレッジの3類型」について概説した。ローカル・ルレッジの正当で冷静な評価が重要である。次に、熱帯地域の森林政策の動向について、1980 年代から様々な試行錯誤を経て地方分権および住民参加が浸透しつつあるものの、REDD-plus の国際合意により中央集権が強まる可能性があることを概説した。そして、森林保全に関わる多様な主体による「国際共生」を実現するための理念としての「協治」、および「協治」構築のための制度設計の指針について提案した。特に、地元住民を中心に据えつつも外部者にも関与の余地を許容する「開かれた地元主義」から導出される「段階的なメンバーシップ」、および「かかわり主義」から導出される「応関原則」という2つの指針に焦点を絞り、コミュニティ論・市民社会論としての含意をふまえ、「協治」のもつ公共性に絡む問題を提示した。つまり、外部者を含む協治の関係者は、より広い社会構成メンバーから自己満足という排りを受けるのか、あるいは公共性の担い手として評価されるのか、という問題である。最後に、このような議論を机上の空論としないためには、現場での経験のみならず、それを日本での日常生活と繋げて考え、社会を変える努力を継続することが必要である点を指摘した。

井上真



この報告に対して、九州国際大学法学部神山智美准教授からは、協治の担い手としての有志者の関わりや、持続的開発のための教育についてのコメントと、また協治原則の範囲についての質問がなされました。フロアからも活発な質問やコメントがなされ、「協治」あるいは「国際共生」において、関与者の範囲とその関わり方に、重要なポイントが存在している点が、明らかになってきました。

続いて、ブレイクの後、高村ゆかり先生からは、気候変動問題と国際共生に焦点を当て、外交交渉における「対立」と「協調」の問題を検討した講演がなされました。

最後に、司会者は、共生問題を検討していくにあたっては、2つの視角から捉えることが可能なのではないかととして、第1の視角は、同時代的な視点から、空間的な意味での「共生」を捉える方法であり、他方、第2の視角は、時代を超えた視点から、「世代間の衡平」や「持続可能な開発」などをその内容に含む、時間軸を持った「共生」として捉える方法を指摘しました。このような2分法が適切であるかどうか、熟慮してみなければなりません。環境問題をめぐる「共生」の場合は、後者に重点が置かれているように思えます。

人権、平和、人道、国際犯罪、そして環境・資源といった「地球規模の問題」(global issues)に対して、それをどのような視点で捉えればよいのか。従来の「共存」「共栄」「協調」「協治」などと異なる言葉や概念、すなわち「共生」を視点として捉えなおすことが必

ー「対立」か「協調」かー気候変動問題と国際共生ー

国際社会における「社会的公正に基づく共生」を考える際に、気候変動問題への対処という課題を避けることはできない。ダーバン会議 (COP17) での合意により、2020 年から効力を発生し、実施される新たな法的文書の作成が開始されることとなった。そして、2020 年までは、京都議定書第二約束期間において削減目標を負う国がある一方、そうでない国は法的拘束力のない COP 決定により定められる一連の規則の下で削減目標・削減策を自主的に誓約し、その実施が国際的に報告、検証される。先進国の中でも排出削減目標の強度や実施の速度が異なることとなる。

気候変動問題に実効的に対処するためには強力な国際合意が不可欠であるとの認識が高まる一方、新興国の台頭に伴う途上国間の利害対立による交渉アクターの増加という要因も加わり、国際合意の形成は一層難しくなっている。気候変動問題への対処には長期的で、大規模な社会と経済の変革を必要とするがゆえに、関連する制度間の連携と調整が不可欠である。平等原則に基づく国際海事機関 (IMO) など気候変動枠組条約とは異なる原則を基に形成された国際制度と、いかに連携、調整していくか。各国の気候変動対策が自由貿易ルールと齟齬があるとして争われる事例が増えており、世界貿易機関 (WTO) など自由貿易制度との調整も大きな課題である。国際共生という観点からは、気候変動に関連する損害を被った人の救済など、制度構築に法が大きな貢献を果たすことが期待される課題は少なくない。

高村ゆかり



この報告に対し神戸大学大学院国際協力研究科柴田明徳教授から、次のコメントがなされました。「社会的公正」に基づく「共生」の実現について、ジョン・ロールズやトマス・フランクの議論を紹介しながら、現実の気候変動をめぐる交渉の主要アクターは、国家であり、公正さのためには、国家以外の主体を関与させる必要があり、また、共同体意識の存在が認められるようになっていくこと、更に「共通だが差異ある責任」という概念の理解にも変化が見られ、条約交渉における長期的な目標に一致がみられる点に公正さが伺えるとまとめました。国際社会には不誠実な国家による反対によってもコンセンサスが妨げられるという点において、公正対話の限界が存在すること、また世界貿易機関 (WTO) のような他の公正対話の場との関係をどのようにつけていくのかを、問題提起しました。フロアとの間でも、ダーバン合意の内容と意義について質疑と応答がありました。

要に思えます。ただ、自己に対し敵対的な、もしくは非協調的な他者が存在する現実の国際社会においては、「国際共生」は、このような「非協力的な他者」の利益をも配慮しつつ、場合によってはその権利をも擁護しなければならないという難しい状況におかれることを自覚しつつ考察していかなければならないでしょう。

森林であれ、気候変動であれ、利害関係者は多数にのぼり、その間での利害対立や、積極的な関与の在り様について、現実的に即しつつより高次の共生をめざして答えを見つける努力を続けるべきであると思います。

Project 3 外国人児童生徒のための言語教育モデルの研究

講演会報告

加藤 映子

2012 年 2 月 27 日 於：本学

『受容バイリンガル：『話す』ことはバイリンガルの必要条件か』

講師：山本雅代
関西学院大学・言語コミュニケーション文化研究科教授

司会：加藤映子 本学教授



2つの言語を同時に習得するバイリンガルの言語習得と言語使用に関して、社会言語学的・言語学的視点から研究しておられる山本雅代先生をお招きし、「受容バイリンガル」について学ぶ機会を得た。

「受容バイリンガル」とは、必ずしも母語と第2言語両方の言語を「話す」わけではないバイリンガルを示している。確かに一般的な認識では、バイリンガルとは「2つの言語を『話す』人」と解釈されることが多い。しかし、バイリンガリズムの研究者は、より包摂的な視点から多様なタイプの存在を認めており、その中のひとつが「受容バイリンガル」である。

バイリンガリズムの定義には、2つの言語を母語話者のようにコントロールできるという狭義の

定義と、ある言語の話者がもうひとつの言語でも完結した形で、かつ有意な発話を行えるという広義の定義とがある。そして、両者の中間に、2つの言語を交互に使用するという定義も存在している。

山本先生が話された、2つの言語環境 (日本語と英語) にある子どもとその母親がどのように言語を使っているかという研究では、母親が日本語で話しかけ、子どもが英語で答えるという異言語交差型の対話が最も優勢であると判明している。これは、対話者双方がそれぞれ相手の言語の受容能力がある事実を示し、その能力が、双方の対話を円滑に進める機能を果たしていることに他ならない。

このような研究成果を、増加傾向にある日本在住の外国人児童生徒の視点からとらえてみると、以下のようなことが示唆される。

すなわち、養育者が母語で話したとしても、日本語で生活することの多い子どもたちは日本語で返答する。両親の母語、あるいは

自分の母語である第1言語より第2言語である日本語の産出能力が高くなった場合、子どもたちは両親との対話を円滑に進めるために日本語で話すということである。

ただし、これらの子どもたちは、両親の母語を理解できる「受容バイリンガル」だと言える。もし両親が日本語にスイッチしてしまうと、子どもたちは「受容バイリンガル」の能力を失い、自分たちのルーツである言語を失うことにつながる。したがって、たとえ子どもたちが日本語で返答する対話を行っても、養育者は自分たちのルーツである母語を使い続けることが大切と考えるべきであろう。

